

水産物部関係団体各位

札幌市中央卸売市場
市場長 片貝 太

新型コロナウイルス感染防止のための取引方法の変更等について

平素より、当市の市場行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当市場の新型コロナウイルス感染防止対策については、これまでに周知文書等による場内事業者の皆様への注意喚起や卸売場でのマスクの着用、取引方法の変更（せり取引を入札又は相対取引へ変更）などの対策を講じてきたところです。

水産物部においては、感染者の減少や本市の感染症対策本部会議の方針等を踏まえて、7月20日より段階的に一部品目についてせり取引を再開しております。

この度、札幌市内の新型コロナウイルス感染者の急増を受けて、北海道の対策本部会議において、札幌市に対して「警戒ステージ4相当」の強い対策を講じる必要があることが決定されたことから、当市場といたしましても、更なる感染防止対策が必要な状況となっております。

つきましては、安全・安心な生鮮食料品を安定供給するという市場機能の維持と当市場が感染媒介の場所となることを防止するため、水産物部の取引方法について、下記のとおり変更することといたします。

水産物部市場関係団体の皆様におかれましては、諸般ご賢察のうえ、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 取引方法の変更について

以下の品目について取引方法を変更する。

- (1) 「はたはた」：せり取引を相対取引に変更する
- (2) 「やりいか」：せり取引を相対取引に変更する

※ 「まぐろ」を含む上記以外の品目については、現行の取引を継続する。

2 まぐろ売場への入場制限等について

- (1) 卸売業者：せり人、マイク、確認書記載者（フェイスシールド又はマスクを着用）、卸売業者の責任者1名（マスク着用）とする。
- (2) 仲卸業者：せり取引に参加する仲卸業者（各卸のせり取引毎に2名までとする）
- (3) 小売業者：せり取引に参加する売買参加者
- (4) 密集・密接状態を避けるため、上記（1）（2）（3）以外の者はせり開始から終了まで、まぐろ売場への入場を禁止する。
- (5) せりに参加する者は、密集状態にならないよう一定の距離を保つこと。
- (6) せり終了後に、まぐろ売場へ入場する際はなるべく密集状態を作らないとともに近距離で会話をしない。

3 取引方法の変更期間について

上記取引方法の変更期間は、令和2年11月27日（金）から令和3年1月16日（土）までとする。

4 遵守事項等について

- (1) 市場内では、マスクもしくはマスクに準ずるもの（タオル等）を着用（マスクをアゴにかけることは不可とする）し、咳エチケット、手洗い、消毒にご協力をお願いします。また、卸売場へ入場をする際は、必ず指定された帽子及び標識を着用してください。
- (2) 食品の汚染防止のため、素手で直に生鮮食料品に触れないようお願いします。
- (3) 店舗等での試食については、慎重に判断していただき、提供される場合は、衛生上の細心の注意を払ってください。
- (4) 発熱、せきなどの症状がある方は、入場させず、休ませるなどの対応をお願いいたします。